

( 第 1 回 ) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 7年 1月 14日
契約業者名	株式会社柿本商会
契約業者の住所	東京都千代田区鍛冶町一丁目8番5号
工事の名称	千葉港湾合同庁舎(24)機械設備改修その他工事
工事場所	千葉県千葉市中央区中央港1-71-2
工事種別	暖冷房衛生設備工事
工事概要	<p>1. 建物</p> <p>1) 庁舎</p> <p>構造：RC造</p> <p>規模：地上6階</p> <p>延べ面積：4,821.35㎡</p> <p>2. 工事種目</p> <p>空気調和設備 改設一式</p> <p>換気設備 改設一式</p> <p>自動制御設備 改設一式</p> <p>給水設備 改設一式</p> <p>撤去工事 撤去一式</p> <p>電気設備工事 改設一式</p> <p>建築工事 改修一式</p>
工期(自)	令和 6年 8月 5日
工期(至)	令和 7年 5月 30日
契約金額	227,920,000円
変更金額	一円
変更後の契約金額	227,920,000円

変更理由	「国民の安心・安全の確保」として、千葉港湾合同庁舎の空調設備改修の早期効果発現を図るため、支払限度額及び出来高予定額を変更する。
------	--

( 第 2 回 ) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 7 年 3 月 1 1 日														
契約業者名	株式会社柿本商会														
契約業者の住所	東京都千代田区鍛冶町一丁目 8 番 5 号														
工事の名称	千葉港湾合同庁舎 ( 2 4 ) 機械設備改修その他工事														
工事場所	千葉県千葉市中央区中央港 1 - 7 1 - 2														
工事種別	暖冷房衛生設備工事														
工事概要	<p>1. 建物</p> <p>1) 庁舎</p> <p>構造 : RC 造</p> <p>規模 : 地上 6 階</p> <p>延べ面積 : 4, 821. 35 m<sup>2</sup></p> <p>2. 工事種目</p> <table><tr><td>空気調和設備</td><td>改設一式</td></tr><tr><td>換気設備</td><td>改設一式</td></tr><tr><td>自動制御設備</td><td>改設一式</td></tr><tr><td>給水設備</td><td>改設一式</td></tr><tr><td>撤去工事</td><td>撤去一式</td></tr><tr><td>電気設備工事</td><td>改設一式</td></tr><tr><td>建築工事</td><td>改修一式</td></tr></table>	空気調和設備	改設一式	換気設備	改設一式	自動制御設備	改設一式	給水設備	改設一式	撤去工事	撤去一式	電気設備工事	改設一式	建築工事	改修一式
空気調和設備	改設一式														
換気設備	改設一式														
自動制御設備	改設一式														
給水設備	改設一式														
撤去工事	撤去一式														
電気設備工事	改設一式														
建築工事	改修一式														
工期 ( 自 )	令和 6 年 8 月 5 日														
工期 ( 至 )	令和 7 年 5 月 3 0 日														
契約金額	2 2 7 , 9 2 0 , 0 0 0 円														
変更金額	3 0 , 1 4 0 , 0 0 0 円														
変更後の契約金額	2 5 8 , 0 6 0 , 0 0 0 円														

変更理由	<p>1. 庁舎</p> <p>1) 空気調和設備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現地精査の結果、冷却塔の撤去・新設及びヘッダーの新設を追加する。</li><li>・入居官署との協議の結果、冷温水ポンプの撤去・新設を追加する。</li><li>・現地精査の結果、発注図と現地状況の相違が確認されたため、配管類の新設を追加する。</li></ul> <p>2) 自動制御設備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現地精査の結果、自動制御設備の新設を追加する。</li></ul> <p>3) 撤去工事</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現地精査の結果、発注図と現地状況の相違が確認されたため、ダクト類の撤去を追加する。</li></ul> <p>2. 工期は元設計とおりとする。</p>
------	---